

3 建築限界

建築限界に関する規定

車道に関する規定

(1)路肩を
設ける車道

(1)のうち、歩道又は
自転車等を有しない
「トンネル、50m以上の
橋・高架の道路」

(2)路肩を
設けない車道

(3)分離帯
又は交通島

歩道等に関する規定

路上施設を設けない歩道等

路上施設を設ける歩道等

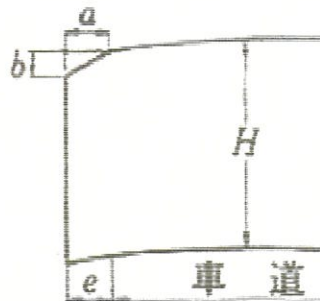
3 建築限界に関する事項

3-1 建築限界（車道：路肩を設ける道路）

- 道路において、構造物等により車両や歩行者の交通の安全性・円滑性に支障をきたすことを防ぐため、構造物を配置してはならない一定の幅、一定の高さの範囲を、建築限界として定めている。
- 設計車両の規定における「普通自動車」「セミトレーラー連結車」の高さ3.8mに、車両の揺動等に対応する余裕高さを考慮し、4.5mの高さを規定している。
- 路肩に車両が進入するときは、低速もしくは停車していることが基本であるため、路端においては、余裕高さは考慮せず3.8mまで高さを減ずることを認めている。

<道路構造令第12条 第1図(1)>

○車道に接続して路肩を設ける道路の車道の場合

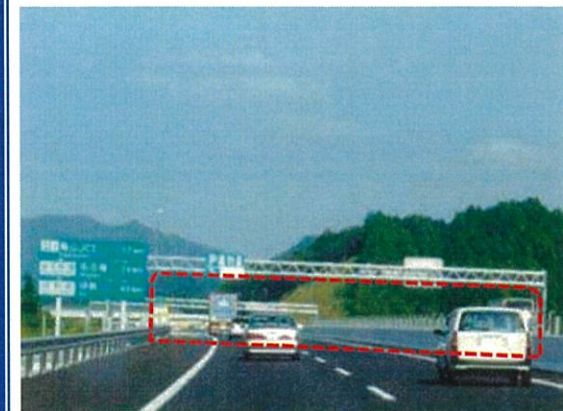


H : 4.5m

(ただし、第3種第5級、第4種第4級はやむを得ない場合は4m)

a, e : 車道に接続する路肩の幅員

b : Hから3.8mを減じた値



新名神高速道路(土山SA附近)

3 建築限界に関する事項

3-1 建築限界（車道：路肩を設ける道路（トンネル、橋・高架の道路））

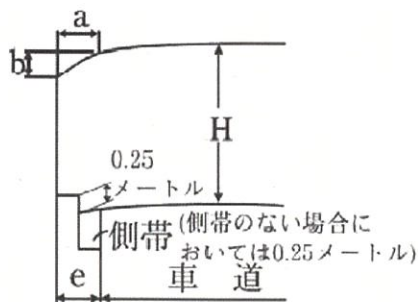
○事業費が多くなるトンネルや長さ50m以上の橋・高架の道路で、歩道や自転車道等を整備しない場合においては、経済性を考慮して、地覆等の設置を可能としている。

<道路構造令第12条 第1図(1)>

○車道に接続して路肩を設ける道路の車道の場合

（トンネル、橋・高架の道路（長さ50m以上）

かつ 歩道、自転車道等を整備しない場合）

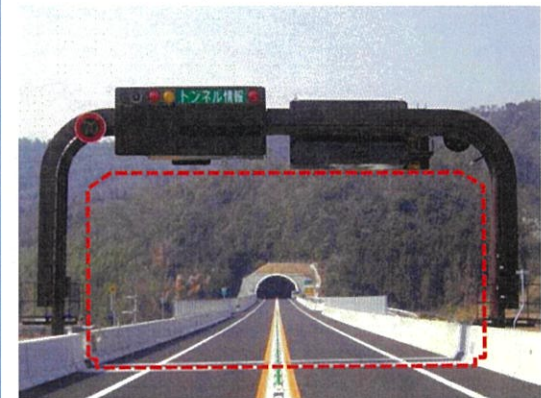


$H : 4.5\text{m}$

（ただし、第3種第5級、第4種第4級は
やむを得ない場合は4m）

a, e : 車道に接続する路肩の幅員

b : H から3.8mを減じた値



東海環状自動車道（岐阜県）

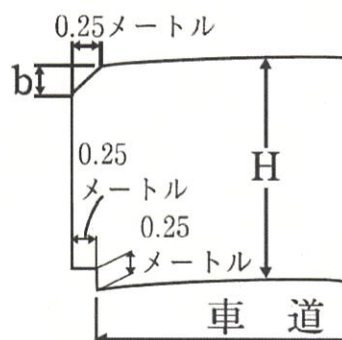
3 建築限界に関する事項

3-1 建築限界（車道：路肩を設けない道路）

○道路構造令第8条に規定するように、停車帯を設置する場合、あるいは、歩道、自転車道等を設置する場合で、路肩を省略した場合には、車両のドアミラー等の突出物等との関係により、車道の外側に、張り出した形で0.25mの空間を建築限界として確保することとしている。

＜道路構造令第12条 第1図(2)＞

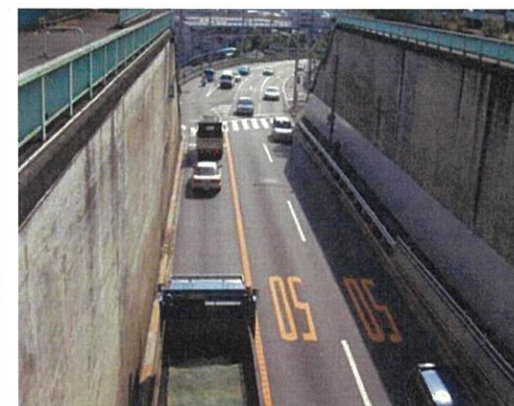
○車道に接続して路肩を設けない道路の車道の場合



H : 4.5m
(ただし、第3種第5級、第4種第4級はやむを得ない場合は4m)

a, e : 車道に接続する路肩の幅員

b : H から3.8mを減じた値



主要地方道 新宿青梅線
東京都青梅市青梅アンダーパス

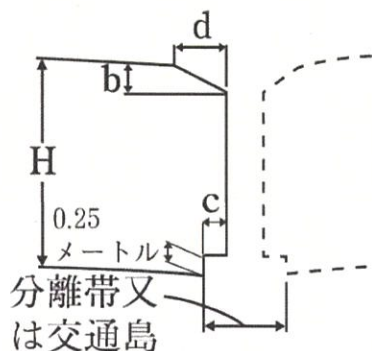
※ 道路運送車両法にもとづく保安基準において車両のドアミラー等は、0.25m以上突出してはならないと規定

3 建築限界に関する事項

3-1 建築限界（車道：分離帯又は交通島に係る部分）

- 分離帯に係る建築限界は、道路構造令第6条における中央帯および側帯の幅員、第8条における右側路肩の幅員を満足するように、道路の区分に応じて規定されている。
- 交通島は、一般道路に設置されることから、分離帯の第3種および第4種と同じ値を規定している。

○分離帯又は交通島に係る規定



H : 4.5m

(ただし、第3種第5級、第4種第4級は、やむを得ない場合は4m)

b : Hから3.8mを減じた値

c および d :

○分離帯

区分		c (m)	d (m)
第1種	第1級	0.5	1
	第2級	0.25	1
	第3級および第4級	0.25	0.75
第2種		0.25	0.75
第3種		0.25	0.5
第4種		0.25	0.5

○交通島

c = 0.25m d = 0.5m



一般国道17号 高松立体(群馬県高崎市)

<道路構造令第12条 第1図(3)>

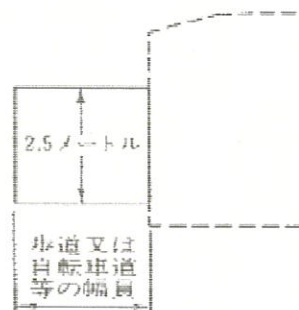
3 建築限界に関する事項

3-1 建築限界（歩道及び自転車道等）

○歩道、自転車道および自転車歩行者道の建築限界については、人が自転車に乗車したときの高さを2.25mと想定し、自転車の走行時の揺動等に対して0.25mの余裕高さを確保し、2.5mと規定している。

<道路構造令第12条 第2図>

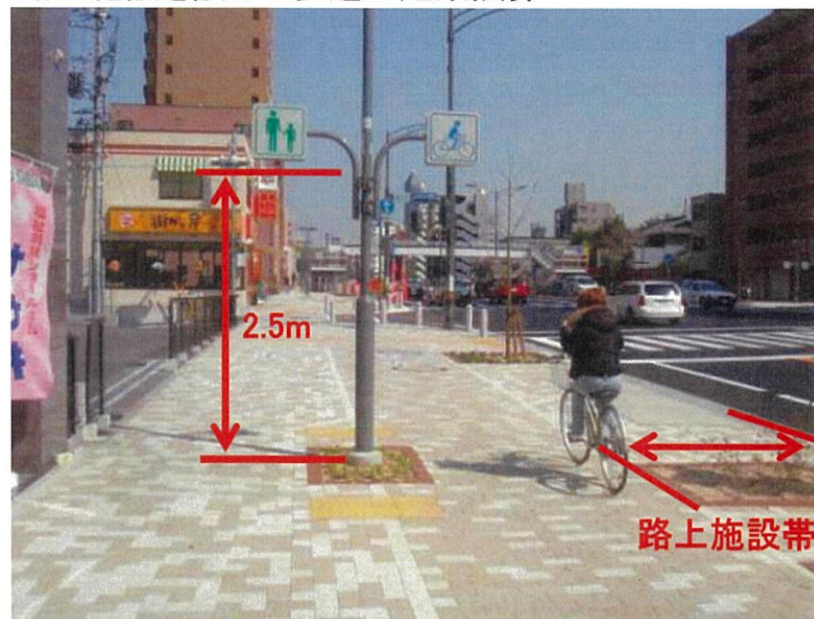
○路上施設を設けない歩道等



○路上施設を設ける歩道等



・路上施設を設ける歩道の建築限界



主要地方道 名古屋環状線（名古屋市昭和区）